

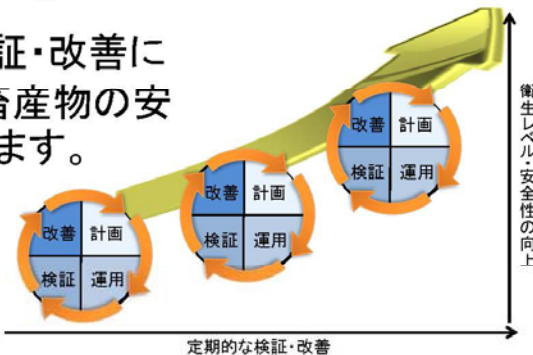
農場HACCPの特徴



飼養衛生レベルを向上させる「**一般的衛生管理プログラム**」と、重大な危害要因が発生するポイントを管理する「**HACCP計画**」で構成されます。



システムの定期的な検証・改善により、飼養衛生レベルや畜産物の安全性を継続的に向上させます。



農場HACCP認証を取得した畜産農家からの声

- 農場HACCPに取り組んで良かった点としては、
 - ☆経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった。
 - ☆生産した畜産物の評価が高まり、取引先が増え、販売増につながった。
 - ☆取引業者が運搬車両の消毒等に積極的に取り組んでくれるようになった等があります。

農場HACCPは、農場の規模にかかわらず取り組むことが可能です。ご関心をお持ちの畜産農家の方は、最寄りの家畜保健衛生所、又は畜産技術センターにご相談下さい。

問い合わせ先
 県家畜保健衛生所 海老名市本郷3658
 電話：046(238)9111 ファクシミリ：046(238)9124
 湘南家畜保健衛生所 平塚市寺田縄345
 電話：0463(58)0152 ファクシミリ：0463(58)5679
 畜産技術センター 海老名市本郷3750
 電話：046(238)5046 ファクシミリ：046(238)8634

農場HACCPに取り組んでみませんか

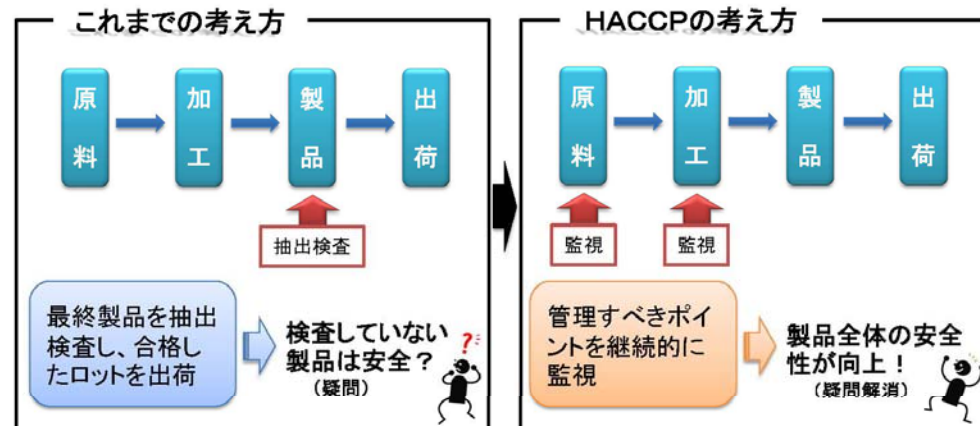
県では農場HACCPに取り組む農場を応援しています

- 神奈川県では、県民に安全・安心な畜産物を提供するため、「神奈川県農場HACCP計画認定制度」を平成24年度から開始しました。
- この制度は、生産される畜産物の安全性を向上させるため、農場HACCP導入に取り組む農場が、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」に基づき作成した「農場HACCP計画」を、神奈川県農場HACCP計画認定協議会が審査し、認定するものです。
- 県では、家畜保健衛生所及び畜産技術センターにおいて、農場HACCP認証基準に基づく衛生管理導入促進とHACCP計画作成の支援を行っています。

HACCPについて

HACCPとは

食品の製造工程で発生するおそれのある危害要因(微生物、化学物質、異物など)について、その危害要因を防止するための管理ポイントを設定して継続的に監視・記録することにより、食品の安全性を向上させる取組です。



この考え方を農場に採り入れたのが農場HACCPです